

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機光エレクトロニクス部
有機光エレクトロニクス実用化開発センターにおける科学研究費助成事業
－科研費－等の使用に関するコンプライアンス教育実施要領

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
事務局長 陶山 正徳 制定
平成28年 9月27日

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機光エレクトロニクス部有機光エレクトロニクス実用化開発センターにおける科学研究費助成事業－科研費－等の研究実施規程第11条第1項に基づき、コンプライアンス推進責任者が関連職員等に行うコンプライアンス教育の具体的な実施方法等について定めるものである。

(実施方法)

第2条 コンプライアンス教育の対象者は関連職員等とする。

- 2 コンプライアンス教育はコンプライアンス推進責任者が実施する。コンプライアンス推進責任者は関連職員等の受講状況を管理・監督する。
- 3 コンプライアンス教育は、毎年度1回、科研費公募開始後速やかに行う。また、新規に関連職員等となった者に対しては、着任後速やかに行うものとする。
- 4 コンプライアンス教育は、文部科学省の示すコンプライアンス教育用コンテンツを使用し、説明会又は自己学習によって行う。また、告発等の制度の具体的な利用方法、繰越制度及び監査報告の取りまとめ結果も必ず内容に含むものとする。

(理解度の把握)

第3条 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育実施後、アンケート等により受講者の内容の理解度を確認する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、理解度が低い受講者に対しては、個別に補足説明を行う。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、受講者の理解度が低い場合には、コンプライアンス教育内容の見直しを行う。

(誓約書)

第4条 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育実施後、受講者に誓約書

(様式第 1 号) の提出を求める。誓約書の提出がない場合は、科研費等の運営・管理に関わらせない。

附則

この要領は、平成 28 年 9 月 27 日から施行する。

様式第1号

誓約書

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団理事長殿

年 月 日

氏 名

印

私は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団における科研費等の運営・管理にあたり、下記事項を遵守することを誓約します。

記

1. 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団の規程等を遵守すること。
2. 不正を行わないこと。
3. 規程等に違反して、不正を行った場合は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

以上